

平成 19 年 2 月 26 日

企業会計基準委員会 御中

財務報告スタディ・グループ

中條 恵美

西田 久仁子

目黒 幸二

湯川 喜雄

「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」に対する意見

貴委員会から平成 19 年 1 月 26 日に公表された上記公開草案について、下記のとおり意見を取りまとめましたので本日提出します。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 個別財務諸表における注記について（第 2 項及び第 6 項）

（コメント）

個別財務諸表のみを作成している会社の場合、注記を行う趣旨を明確にすべきと考えられる。

（理由）

第 1 項の「目的」では、連結開示の一つとして本公開草案を位置付けているが、第 2 項では「個別財務諸表において一定の特別目的会社に係る注記を行うこととなる場合」にも適用されるとしているものの、以下の点に関しては明確な記載がない。

- ① 注記を必要とした場合の趣旨が明確ではない。
- ② 注記を必要とした場合、連結財務諸表の注記に含めることはできないためどの注記に含めるのかがわからない。

第 5 項の経緯に記載されているように、近時の特別目的会社に絡んだ事件を踏まえて利害関係者の判断を誤らせないように開示を充実するという趣旨からみると、個別のみの開示会社においても同等な開示が必要であるとの認識には賛成であるが、連結上の注記を拡大することで対応するとのスタンスだけでは上記のような点が説明できないものと考えられる。

2. 関連会社に該当する場合について（第 7 項及び第 8 項）

（コメント）

関連会社に該当し持分法が適用されている開示対象特別目的会社は開示対象外とする取扱いを認めてもよいのではないかと考えられる。

（理由）

連結の範囲の観点からみると、特別目的会社に関しては以下のように分類される。

	連結対象	持分法対象	連結持分法いずれも非適用
子会社	A	B	重要性ない場合
関連会社	-	C	重要性ない場合
いずれも該当せず	-	-	D

このうち、連結対象又は持分法適用の子会社（表の A 及び B）については、注記の対象から除外されている一方、持分法適用対象となる関連会社（表の C）については第 7 項にあるように開示対象とされている。

また、第 8 項において「連結の範囲に係る重要性が乏しいものと同程度のものは、重要性が乏しいものとして注記が省略できる。」とされていることから、関連会社に該当する場合上記 (C) には持分法適用されている会社が開示対象となる。

しかし、現状の開示項目のような詳細な開示を前提とすると、連結子会社 (A) についても要求していないような情報を持分法適用関連会社 (C) にまで要求することは、開示レベルの整合性を欠くと考えられる。同じ持分法適用である非連結子会社 (B) とのバランス上も問題ではないかと考えられる。

あくまで上記(表の網掛け部分 D)に該当する会社で重要性のある場合に注記を要するものと限定してはどうかと考える。

3. 重要性の判断基準について（第 8 項及び第 10 項）

（コメント）

開示対象特別目的会社を仮に連結対象に含めた場合の財政状態及び経営成績が、現状と比較して重要な変動がないと認められる場合には、注記としての開示の重要性もないという意味と考えられるが、その点がわかりにくいと明示すべきではないか。

（理由）

第 8 項では、「連結の範囲に係る重要性が乏しいものと同程度のものは、重要性が乏しいものとして注記が省略できる。」としており、第 10 項でも「開示対象特別目的会社を用いることによる企業集団の財政状態及び経営成績の変動が概ね理解できるように、」との表現から、上記のようなレベルの重要性を想定しているものと考えられるが、表現が間接的であるためわかりにくいと考えられる。

4. 開示項目及び参考（開示例）について（第 3 項及び開示例）

第 3 項の開示項目は妥当なものとするが、それを受けた開示例については、あくまで参考とはいえやや詳細すぎると考えられる。関連当事者注記のような定型的な表形式にするなど記載をしぼり見やすくすべきではないかと考える。

5. 開示例の 6 について

(コメント)

開示例の 6「顧客の資産の流動化」が記載されているが、いわゆる開発型 SPC との区別がつかない。その点が明確になるように記載すべきである。

(理由)

参考として添付されている開示例では、「会社によって開示対象特別目的会社の範囲が異なる可能性がある」としているため、例示されているものが「子会社としなくともよい」といっているわけではないのであろうが、開示例が子会社としなくともよい例と解されるおそれがある。

以 上